

令和7年7月1日

令和7年度大田区青少年問題協議会  
(第1回)

令和7年7月1日

午後1時30分開会

○長沼地域力推進課長 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これより令和7年度第1回青少年問題協議会を開催させていただきます。

私は、全体の進行を務めます、地域力推進課長の長沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、以降着座にて説明させていただきます。

この協議会でございますけれども、傍聴制度を導入してございます。区のホームページにて会議録の公開も予定しているところでございます。

また、本協議会の会長は、大田区青少年問題協議会条例第4条第1項におきまして、区長が務めることと定めております。開会に当たりまして、本協議会の会長でございます鈴木区長より、御挨拶を申し上げます。

○鈴木区長 皆様、こんにちは。御多用のところ、猛暑の中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃より大田区の青少年健全育成に御尽力を賜りまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

着座にて、発言させていただきます。

本協議会は昭和29年、戦後の混乱期において、青少年の非行に係る指導・育成・保護・更生を目的に設置されたものでありますが、現在の青少年を取り巻く環境とは大きな乖離が生じているのが実情だと思います。こうした時代の変化を踏まえて、本協議会の在り方そのものについて見直しを進めていくべき時期に差しかかっていると考えております。

さて、大田区は基本計画を着実に推進していくため、本年4月に組織の再構築を行いました。その一環として、これまで2年間にわたり本協議会で御審議をいただきました旧地域力推進部の所管の子ども・若者計画は、こども・若者の相談支援やこどもの貧困対策などを含め、切れ目なく総合的かつ一体的なこども施策を推進するこども未来部へと移管をいたしました。

近年、青少年を取り巻く環境はますます複雑かつ多様化しております。地域とのつながりの変化に加え、インターネットやSNSの影響も大きく、こどもたちは多様な情報や価値観に触れる一方で、孤立や不安を抱えるケースも見られます。そうした中、

青少年への支援の在り方が今まさに問われていると思います。

本日は審議テーマについて、委員の皆様から率直かつ建設的な御意見を賜り、今後本協議会の方向性についても御一緒に検討してまいりたいと存じます。

皆様の御理解と御協力を、心よりお願い申し上げます。

以上です。

○長沼地域力推進課長 ありがとうございます。

当協議会では資料をペーパーレス化しております。資料の確認に入る前に、タブレットの操作方法につきまして御説明を申し上げます。

○竹田青少年・生涯学習担当課長 皆様、こんにちは。青少年・生涯学習担当課長の竹田と申します。これからタブレットの見方、操作方法について説明をさせていただきます。

—————タブレットの操作方法の説明—————

○長沼地域力推進課長 それでは、今回配信させていただきました資料を確認させていただきます。

- 1 本日の次第
- 2 資料1 大田区青少年問題協議会委員
- 3 資料2 令和6年度大田区青少年問題協議会の実績報告
- 4 資料3 テーマ設定について
- 5 資料4 闇バイト注意喚起・啓発チラシ（大森公共職業安定所所長より御提供）

また、大森少年センター所長より御提供いただきました冊子「少年非行の傾向」、座席表、令和7年度第1回大田区青少年問題協議会アンケート用紙、資料事前送付の継続希望調査票、以上の4点につきましては机上配付させていただいておりますので、御確認願います。

次に、次第2の委員紹介でございます。資料1の大田区青少年問題協議会委員名簿を御覧ください。本来であれば、お一人お一人皆様を御紹介させていただきたいところでございますが、会議の都合上大変恐縮ではございますが、資料1の名簿にて代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、次第3でございます。青少年問題協議会について説明させていただきます。

本協議会は、本区青少年問題協議会条例に基づく区長の附属機関で、青少年健全育成の様々な問題に関わる総合施策の樹立、必要な事項の調査や審議、行政機関への答申等ができる機関でございます。現在、29名の委員の皆様で構成されております。

委員の皆様におかれましては、本協議会の趣旨を御理解いただきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これから議事に入りたいと存じます。

以降につきまして会長であります鈴木区長、取りまとめをよろしく申し上げます。

○鈴木区長 それでは、進めさせていただきます。

まず、本協議会の副会長の選任についてお諮りいたします。大田区青少年問題協議会条例第4条に基づき、副会長は委員が互選すると規定しています。どなたか副会長に立候補していただける方はいらっしゃいますでしょうか。

どなたもいらっしゃらないようでしたら、大変恐縮でございますが、私から副区長の玉川委員を推薦したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木区長 ありがとうございます。それでは、玉川委員を副会長とさせていただきます。よろしく申し上げます。

次に、大田区青少年問題協議会条例施行規則第3条に基づき、座長を指名させていただきます。昨年に引き続き、青木委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木区長 それでは青木委員につきましては、座長席へ御移動をお願いいたします。

○青木座長 ただいま御紹介いただきました青木でございます。

私は昨年度からこちらの協議会に参加させていただいておまして、昨年度は本当に何も分からない中、事務局の皆様には本当に親切丁寧にいろいろ教えていただきまして、また委員の皆様には協力的に、そして活発な御審議をいただきまして何とか昨年度は務めを果たすことができたかなと思っております。感謝申し上げます。

今年度については、先ほど区長もおっしゃられていたように、組織改定等、またこの協議会の在り方等もしっかり考えていかないといけないということでございますので、しっかりと審議をさせていただければなというふうに思っております。今年度もどうぞ御協力よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、次第6、令和6年度青少年問題協議会の実績報告について、青少年・生涯学習担当課長から報告をお願いいたします。

- 竹田青少年・生涯学習担当課長 資料2により説明をさせていただきます。タブレットに表示をさせていただきます。

令和5年度、6年度と2か年にわたって皆様に御審議いただきました大田区子ども・若者計画は、令和7年4月にこども未来部に移管されたことに伴い、審議内容はこども未来部へ引き継いでおります。会議の簡略化を図るため、ここでの説明は省略をさせていただきます。詳細は、資料2を御確認いただきますようお願いいたします。

実績報告につきましては、以上となります。

- 青木座長 ありがとうございます。

それでは、次第7、審議に入らせていただきます。

まずは次第を御覧ください。審議テーマを決めたいと思います。

今年度のテーマとして、事務局より「闇バイトから青少年を守るための地域連携について」という提案をいただいております。テーマ案を設定した背景について、青少年・生涯学習担当課長から説明をお願いします。

- 竹田青少年・生涯学習担当課長 それでは資料3に沿いまして、説明をさせていただきます。

御説明に当たりまして、まず、当協議会の設置目的と協議会発足の背景について御確認をいただきます。大田区青少年問題協議会は、区内の青少年の指導・育成・保護そして矯正に関する総合的な施策を立案するために設置されました。当協議会では、これらの重要事項について調査・審議を行うとともに、施策を適切に実施するため、関係行政機関の相互連携と調整を図る役割を担っています。

この団体が発足の背景には、戦後の社会的経済的混乱があります。当時、生活環境の悪化により青少年の犯罪が続発し、青少年の不良化防止対策が喫緊の課題となっ

ていました。こうした現状を受け、昭和28年に青少年問題協議会設置法、東京都青少年問題協議会条例、翌29年は大田区青少年問題協議会条例が施行され、当協議会が正式に発足しました。以来、当協議会都議会は時代とともに変化する青少年を取り巻く問題に対応してきました。

次に、本任期の青少年問題協議会の進め方について御説明をさせていただきます。本任期では、2年間を通じてテーマに沿った審議と協議会のあり方検討を並行して進めてまいりたいと考えます。

テーマに沿った審議では、令和7年度はテーマの設定とテーマについての意見交換を2回にわたって行いまして、令和8年度は提言に向けた審議等取りまとめを2回にわたって行ってまいりたいと考えます。

また併せまして、協議会のあり方検討を行ってまいります。令和7年度は、協議会設置の背景の説明と課題の共有、検討を2回にわたって進めてまいります。また、令和8年度は提言に向けた審議と取りまとめを同じく2回にわたって進めてまいりたいと考えます。

このように現在の青少年問題に対する具体的な取組と、協議会の今後の在り方について、同時に検討を進めてまいります。

各会の会議では、二つのテーマにおきまして段階的に議論を深め、最終的に提言をまとめることを目指します。

それではここで、テーマに沿った審議と並行して進めたいと考えている、大田区青少年問題協議会のあり方検討についてです。協議会の在り方の検討が必要に至った背景を説明します。

大田区青少年問題協議会は、昭和29年に設置されました。当時は非行少年対策が中心となっており、目的を青少年の指導・育成・保護及び矯正としています。しかし現在は、児童虐待、発達障害、いじめ、不登校、ひきこもり、社会的孤立、SNSトラブルなどより複雑で表面化しにくい課題が増えており、指導・育成・保護・矯正にとどまらず、専門機関と連携した支援が必要となっています。

このように、協議会の当初の設置目的と現在の青少年問題の状況には、乖離が生じていることが分かります。

近年、大田区青少年問題協議会の主な審議内容であった大田区子ども・若者計画が令和7年4月にこども未来部へ移管されたことも踏まえ、本任期では現在の青少年が

直面する社会課題の審議と並行して、協議会の今後のあり方を検討する必要があると考えています。

それでは、審議のテーマ案について説明します。協議会の今後のあり方を検討することと並行しまして、御審議いただくテーマ案を、闇バイトから青少年を守るための地域連携についてと設定いたしました。

近年、子どもや若者を取り巻く環境には、健全な成長を脅かす有害な情報が氾濫しています。特にSNSなどを通じて広がる闇バイトの問題は、青少年が犯罪に巻き込まれる危険性を高めています。

このテーマは、大田区基本計画の目指す姿（8年後大田区）である基本目標1「未来を創り出す子どもたちが夢と希望で健やかに育つまち」と基本目標4「安全・安全で活気とやすらぎのある快適なまち」の実現につながるものです。

これら基本目標を実現するために取り組む施策1-2「子ども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり」では、青少年がトラブルに巻き込まれないよう、地域ぐるみの見守り活動や環境浄化運動の必要性が記載されています。

また、施策4-3「治安がよい美しいまちの実現」では、自治会・町会などの地域団体や警察等の関係機関との連携・協力の重要性が記載されています。

テーマ設定の背景には、近年の犯罪動向も大きく影響しています。警察庁の報道発表資料によりますと、令和4年から5年にかけて発生したルフィ広域強盗事件、そして令和6年8月以降の首都圏連続強盗事件など、この二、三年の間に新たな形態の犯罪が社会問題となっています。

これらの事件を受け、令和7年4月に警察庁は、初めて通年の「匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員」のデータを公表しました。この統計によると、令和6年はこれらの犯罪の半数が詐欺であることが明らかになりました。

特に注目すべきは、いわゆる受け子として検挙された被疑者の実態です。検挙された2,191人のうち949人、つまり4割超がSNSを通じて犯罪組織に応募していたことが判明しました。

これらの事実は、SNSを通じた闇バイトの勧誘が青少年を犯罪に巻き込む重大なリスクとなっていることを示しています。

次のスライドも、同じく警察庁の報道発表資料です。

まず、刑法犯少年の検挙人員が、令和4年から令和6年までの3年間について連続で増加していることです。特殊詐欺に関しては、少年の検挙人員は減少傾向にあるものの、依然として高水準を維持しています。これは特殊詐欺が青少年にとって身近な犯罪となっている可能性を示しています。

役職別の分析では、特に注目すべき点として、受け子の割合が7割弱を占めています。これは青少年が犯罪組織の末端で、実行役として利用されていることがうかがえます。

さらに経緯別の分析ですが、ほかの年代ではSNSからの応募の割合が最も高いのに対し、少年の場合は知人等紹介が6割弱を占めています。これは、青少年の間で犯罪への勧誘が人間関係を通じて広がっていることを示唆しています。

これらのことから、青少年を犯罪から守るためには、SNSなどのオンライン対策だけではなく、身近な人間関係にも注目する必要があることが分かります。地域社会全体で青少年を守り、支援することが犯罪を防ぐ上で極めて重要な役割を果たすと考えられます。

続いて、大田区の状況に目を向けてまいります。令和5年6月に実施した大田区政に関する世論調査によると、治安のよさに対する不満が33.3%に上がっています。これは3人に1人が治安に不安を感じているということを示しています。

さらに同調査で、住んでいるまちにどのようになってほしいかという質問では、約6割の区民が治安のよいまちを第1位に掲げており、区民の安全への強い思いを読み取ることができます。

しかし区内では、闇バイトに関連があると見られる事件が発生しています。特に懸念されるのは、20歳未満の区民が関与し逮捕された事例があることです。これらの事件の発生は体感治安の低下につながり、区民が強く望む治安のよいまちの実現と逆行するおそれもあります。闇バイトから青少年を守り、安全で安心な地域社会を維持するための取組が急務となっています。

これまでの説明を踏まえまして、テーマ案設定の背景についてまとめさせていただきます。テーマ案の設定に当たっては、大田区基本計画の施策1-2及び4-3における現状と課題を捉えたこと、そして闇バイトは令和4年以降急速に拡大し社会問題化しており、特に青少年の関与事例が多く見られ、区内においても看過できない問題となっていること、大田区民の多くが治安のよいまちの実現を強く望んでいること、

これらを踏まえまして、令和7年・8年度のテーマ案を「闇バイトから青少年を守るための地域連携について」と提案させていただきます。

本テーマを通じて、地域、関係機関、区の連携により、「気づき・つなげる地域づくり」を目指します。そして最終的には、青少年は犯罪に巻き込まれない、治安のよいまちの実現を目指したいと考えます。

テーマ案について御審議いただくに当たりまして、ここで他自治体における闇バイト対策の取組を、防犯教育とその他の観点からいくつか紹介させていただきます。

ここから映し出す事例につきましては、事前にお配りしている紙資料には掲載しておりませんので、タブレットを御覧いただくようお願いいたします。

—————他自治体事例の説明—————

これらの多様な取組を通じて、各自治体では闇バイト問題に対する認識を高め、被害の防止に努めています。教育的アプローチから実践的な支援まで、包括的な対策が講じられていることが分かります。

最後に、闇バイトから青少年を守るための地域連携の達成に向けたイメージを提示させていただきます。

青少年が犯罪に巻き込まれない社会や治安のよいまちの実現には、防犯教育、周知・啓発が大事ですが、何よりもその土壌となる地域社会が相互に関わり合い、相乗効果を生み出す環境が整っている状態であることが重要だと考えます。

今期は、闇バイトから青少年を守るためにどう連携できるかを審議テーマにし、審議を通じてこの問題に対する効果的なアプローチを検討いただきたく、提案させていただきます。

また、御審議いただくに当たりまして、本日オブザーバーとして総務課長、生活安全担当課長、消費者生活センター所長、こども未来課長、指導課長が出席しています。よろしくようお願いいたします。

資料3につきまして、説明は以上となります。

○青木座長 ありがとうございます。事務局より、現在の青少年問題に対する具体的な取組に加えて、協議会の今後の在り方について2年間で検討を進めたい旨の話がございました。

そして今期のテーマ案として、「闇バイトから青少年を守るための地域連携について」が示されました。

近年、青少年の間に広がる闇バイトが社会問題となっています。これは若者の将来や社会の安全に関わる重要な課題です。この問題の複雑さと影響の大きさを考慮すると、青少年問題協議会のテーマとして取り上げる価値が十分にあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

何か御意見がある方。

(挙手する者あり)

金田委員、お願いいたします。

○金田委員 すみません、青少年対策地区委員会会長会会長の金田と申します。よろしくお願いいたします。

私もIT企業で仕事をしている都合もありまして、この問題に関して非常に心を痛めているところでありまして、ましてやこどもというのはとても素直なのでだまし易くて、使い捨ての駒にされやすいということで、受け子とか出し子の行動の実行犯に利用されるということがある。これがどんどんと今低年齢化しているということがすごく私としては危惧しておりまして、何とかやっぱり早めに対策を打たなければいけないと思っております。

特に、大体の皆さん、こどもたちはSNSを通じて何かおいしい仕事があるよというふうなことで誘われて、それで違うサイトに誘導されるんですね。その違うサイトというのが、闇、秘匿性の高いサイトだったり、秘匿性の高いアプリのインストールを求めてきます。それをインストールしてしまいますと、そこでのやり取りを外から誰も見えない。解析をやろうとしてもできない。さらにその指示役のほうから証拠を消すことができるのですよね。そうすると、そのアプリで指令されて指示されていると何の記録も残らないまま、自分だけ犯人にされてしまうというような。非常によくはない。こういうものをまずインストールさせないですとか、いろんな対策が実は必要で、今これからなるべく早く手を打たないと、そういうのがどんどん若年齢化していく傾向がありますので、このテーマは非常に何としてもやっていただけたらなと思っております。

記憶に新しいのは、今年の2月でしたか、大手通信サービス会社に不正アクセスがあった事件、皆さん御存じかと思えます。何と中学生と高校生がやった事件で、会社に不正アクセスをして、電話番号とかそういうものを確保するSIMというものの電子版を、詐欺をして手に入れるというのをやって、またそれを売ってお金を得ている。

ただそれも実は中高生とは言いながら、実はオンラインゲームで知り合った仲間が不正アクセス用のIDを売ってくれて、それを使って詐欺をしているんですね。それで結局やっぱりその人が実は指示役で、この中高生が実行役になっただけなんじゃないかなというふうな気がしております。

このときも秘匿性の高いアプリが実は使用されていて、またデジタル通貨を使ったお金のやり取りとか非常にまた高度なことをやっているんですが、この子たちはきっと自分は全能のハッカーになったような気分がしてしまって、犯罪をやっているも私はすごいぞ、俺たちはすごいぞという気持ちがかかなりあったようです。そういう意味では、こういうことをやってはいけないんだよといった教育が、やっぱりすごく大事になってくるということで、今後はこういう大人の指示役によってだまされて犯罪に手を染めてしまう子どもたちを減らすためにも、早いうちから教育、また親が自分のこどもの様子を見るってすごく大事で、そのための親に対する教育もすごく大事なんですね。

こういう、こどもが急にスーツが欲しいと言い出したとか、要するに、ふだんと違う何かが起こったのを、これはもしかして何かに手を染めているんじゃないかということが分かるようにしてもらわないといけない。そのためにも、そういうふうな教育を親にする、またいろんな区がやっていますが、もし犯罪に手を染めてしまった人が、子どもたちがどうやったら救われるのかということをちゃんと広報していくというのが、地域社会の役割というのをすごく感じております。ですので、そういうことも含めて、今回のこの問題はぜひ取り組んで、皆さん意見を踏まえながら解決、簡単じゃないでしょうけどやっていけたらなと思います。よろしく願いいたします。

○青木座長 金田委員、ありがとうございます。非常に深刻で喫緊の課題かなというふうに、聞いていて思いました。

それでは委員の方々、特に異論ございませんようでしたら、「闇バイトから青少年を守るための地域連携について」をテーマとして、審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本テーマを審議するに当たり、次第7(2)少年非行の概況について、また闇バイトについて、大森少年センターの東浦所長から御報告・御説明いただきたいと存じます。

東浦委員、お願いいたします。

○東浦委員 皆さん、こんにちは。警視庁大森少年センター、東浦と申します。

実は私は令和4年から1年間蒲田警察署に勤務しておりまして、そのときもこの会議に出させていただいた記憶があります。非常に懐かしいところに戻ってきたなという気持ちです。

まず、大森少年センターというのはなんだという話からさせていただきたいんですけども、一言で言うと少年の非行防止、健全育成をメインとしてやっているところです。東京都内には8つ、少年センターがございまして、この大森少年センターは5つの区を担当しています。千代田、中央、港、大田区、品川、この5つの区の少年が悪いことをやっちゃう前の補導であったり、あとは子育てに悩む親御さんの相談だったりを受けているということですね。それが大森少年センターというところです。歴史も今年で60年目になりまして、意外と長いです。

では本題に入りたいと思いますけれども、一応テーマは少年非行の概況というものが1個ありますので、まずそちらから簡単に御説明したいと思います。

今皆さんのお手元にある冊子「少年非行の傾向」を御覧いただきたいんですが、この資料の一番後ろに、非行少年等の推移というのがございます。こちらの赤い点線、赤い折れ線グラフが少年の人口、そして非行少年の数が青くなっているわけですが、御覧いただいたとおり非行少年も減っているんですね。コロナが終わってちょっと盛り返してきてしまいました。この間これはなぜ盛り返しちゃったんですかって別の会議で聞かれたんですが、正直その理由づけをまだ警察でも分かっていなくて、コロナが一番大きいのは間違いないかなと。コロナが終わって人が出てきたよというのは間違いないというのをお話をしているところです。

ただこの伸び率、令和5年から令和6年がちょっと増えていますがけれども、この伸び率以上に伸びている項目というのは一体何なのかというのをちょっと調べたのですね。

例えば、一体幾つの子が、何歳の子が捕まっているんだろうというのが、私が持っている資料だと9歳以下というジャンルから19歳、9歳、10歳、11歳、12歳と並んでいるんですね。伸び率がいわゆる令和5年、令和6年までの一般の伸び率よりも高かった年齢は12、13、15です。~~12、13、15~~。だからと言って今年も12、13、15歳が悪いことをするかってそんな決めつけは駄目なんですけど、一応統計上は去年からの伸び率で言うと、12、13、15歳がちょっと捕まっちゃ

う率が増えたということですね。

じゃあ今度は何をやって捕まっているのかという話なんですけど、これも令和5年から令和6年までの高い伸び率は、まず強盗ですね、強盗。あとは恐喝、あとは不同意わいせつですね。不同意わいせつは昔で言うと強制わいせつです。痴漢というのは、服の上から触るんですけど、服の中に手を入れる。そういう感じのわいせつですね。これが増えているところがございます。これが少年非行の概況というところですね。

次は闇バイト、本題に行きたいと思います。闇バイトに関しては、やる動機はもちろんお金です。間違いなくお金なんです。なので、今回はこの会は青少年問題なんですけれども、お金に困っているのは青少年だけではないので、いろんな統計を見ると、青少年は確かにいます。いますけれども中年の人もあるし、定年を迎えた60歳以上の人もいます。お金に困っている人はみんななぜか食いついちゃうんですね。食いついちゃう。

闇バイトってこれだけニュースになるんですから、大体どんな感じなのかって皆さん御存じだと思います。何かで見つけて申し込んで、悪いことをやる、やらないは別としてやめようと思ったら脅されて、最後は警察に相談することもあると、そういうステップを踏みますよね。

このステップを大きく三つに分けると、応募する、仕事をする、相談する。この三つに分けてお話をしたいと思います。

一番最初にするのは応募するというところで、応募しないのが一番ですから、何で応募しちゃうんだろうというところですね。事例をあくまで御紹介するだけで、どうしたらいいんですかねという解決策は皆さんでいろいろ考えていただければと思います。

まず応募するその手段なんですけれども、一番典型例はやはりSNSといいますかネット上といいますか、そういったところから見つけるという。使われているものは、もう皆さん御存じのとおり。あとは友人から、先輩や友人に誘われるというパターン。

恐ろしい案件が1個あって、職場の社長から言われると言うんですね。おまえはうちの仕事を続けていきなかつたらやれよと、職場の社長がそれを指示するというすごい例もあるようですが。あとは、もてるための恋愛講座に参加する。そうしたらその先生に、僕もてたいんですね、でもお金なくてと言うわけですよ、その人が。そうしたらいい仕事あると言うんですね。恐ろしい展開ですけども、そういったものもあるらしいんですね。

そういう人たちが、いろいろなものを見るんですけども、またその中でいわゆる就職情報サイトとかありますけれども、普通のそういうところにも載っているらしいんです。当然会社としてはそういうのを載けるとやはり評判に関わってしまいますから、一応チェックはかけるらしいんですよ。どれぐらいチェックかけるか分かりませんが、そうするとその会社は、いや、詳しいことは言いたくないとか言ったり、実際にその会社に働いた人に聞いてみても、会社から詳しい仕事内容はあつせん会社に言うなど言われていますということで、何も分からないまま結局そのまま広告が野放図に残ってしまうという例があるようです。それがきっかけですね、どこで見つけてくるかというきっかけ。

じゃあ一体どういう内容なんだろう、どんな仕事内容が書いてあるんだということですけども、よく言われるのはホワイト案件ですとか、高額ですとか、ホワイト案件にホワイト案件はないんですけども、あとは深夜に猫を探す仕事ですよ。わけ分からないですね。これ多分深夜にいろいろな家を回って、どんな家かとかをチェックするということなんだと思いますが。あとは債権回収のお仕事ですね。ある人を見張ってほしいとかですね。そうすると、そういうふうには中身は書いてある仕事もあるでしょうし、中身は実際に当日になったらお話ししますってことで、取りあえずスーツを用意してくださいとか髪を黒に染めてくださいとか、あとはカッターと軍手を用意してくださいとかそういうものもあるようです。

そういうのは大体詐欺であると気づくんですけども、それでも気づいてないのか、気づいてもいいやと思ってやっちゃうのか、実際にやってしまうんですね。やってしまう。そうすると、そのときに免許証とかを送れと言われて、それも送っちゃうんですよ。あと学生証とか免許証、マイナンバーカード、住民票を送っちゃうたり、現在勤務する会社の名刺を送っちゃうたり、送っちゃ駄目だと思ってしまうんですけど送っちゃうんですよ。

というのを送ってから、断ろうとすると、おまえもう駄目だよと言われてっちゃうんですね。いわゆる、おまえ逃げるんじゃないぞと追い込みをかけられるということです。実際に追い込みをかけられるというのは、やはり向こうも組織としてのべつまくなしにスカウトした人間に追い込みをかけてもしようがないので、例えばよくあるのは受け子とかが出し子でお金を取った。それをねこばばしちやったんですね。ねこばばしたのがばれたときに、追い込みをかけられるというのが多いようです。

実際にやってしまった、もしくはやろうと思ってやめた、踏みとどまったというときに相談するんですね。相談は一体誰が来るのか、もちろん本人が「私ちょっとやばいことに手を突っ込んだじゃって、警察に相談したいんです」というのもあります。あとは彼女ですね。あと知人、親から来ることもあります。うちの息子がやっていそうなんだけどとか、あとは知人の息子が闇バイトをやっているようですとか、あとは弁護士さんから来るんですね。弁護士さんに相談をして来るというのがあります。

あと何か変な相談ですけども、自己破産した弟にお金を貸したと。そうしたら返してきたと。自己破産した弟からお金が返ってきた。そうしたら現金に血がついていた。現金に血がついているのでこれはまともな金じゃないだろうということで、闇バイトかもしれないという相談があったこともあるようです。

というふうに、いろいろな相談や闇バイトの形態があつてそんな相談があるわけですが、いろいろなことを議論して、こういう解決方法がいいんじゃないかと思つていても、やっちゃう子はそういう啓発も見していない場合があるんですね。なので、大森少年センターを主管している少年育成課でもそうですけれども、規範意識の醸成というものを、もう小学校高学年ぐらいやっていこうじゃないかというのは、少年育成課のほうでも考えております。

ちょっと話題がずれるんですけども、よく闇バイトでよく出てくるのは、強盗もありますけれどもやっぱり特殊詐欺というのがございます。特殊詐欺に関しては、防衛策として、電話、固定電話の話が一つあります。

固定電話は、本当に切っていただいたほうがいいんじゃないかと私個人的には思っています。私は母親が82ですけども、2年前ぐらい、80になったときに固定電話を解約させました。それまで固定電話に電話がかかってくるかということ、無職なので何もないんですね。そういう何か仕事をしているわけじゃないし。そうすると、かかってくる電話はそういうわけ分からない電話か訪問販売の電話とか、何か勧誘電話かということで、実際に固定電話を切ってスマホだけにしても、何ら支障はなかったという結論が、一応東浦家の2年間の実地調査では結果が出ておりますので、そういったことも参考にさせていただいて、固定電話をやめるということもいいのかなというふうに思います。

ちょっといろいろ話がずれてしまいましたが、私からは以上になります。

○青木座長 ありがとうございます。

ただいまの御報告に関しまして、委員の皆様から何か御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

ありがとうございました。ただいま大森少年センター所長より、少年非行の概要及び闇バイトについて御説明をいただきました。

それでは、ここから審議に入ってまいります。これから2年間をかけて、テーマである闇バイトから青少年を守るための地域連携について検討を進めていきます。

まず、第1回目となる本日は、闇バイトの現状や闇バイトを防止するために現在行っている取組を出していただき、共有できたらと考えています。

教育現場や地域において、闇バイトの問題にどのように対応されているか、具体的な取組をされていまして、ぜひ教えていただければと思います。現在取組をされていない場合は、そうおっしゃっていただいて構いません。その上で対策が必要だと思うか、対策に当たり課題として思っていること等を教えていただければと思います。

また、身近で闇バイトが発生した事例等があれば共有していただきたい、そのように考えております。とにかく今回1回目ということですので、ここにいる委員の皆様、日頃から子どもたち、青少年と関わっていらっしゃる人たちの御意見をたくさんいただければなというふうに思っております。

それで、たくさんの委員の方々が集まっておりますので、私のほうから少し分けて、聞いていければなというふうに思っております。まずは学校における闇バイト防止への取組内容、授業等で啓発されているか、そういったことについて少し状況を共有させていただければなということで、まず区立小学校の校長会の会長の鈴木校長先生、お願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木（伸）委員 こんにちは、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

小学校のほうで闇バイトというのは、なかなか縁がないところではございますが、今ポスターのほうは貼らせていただいております。それを見て闇バイトという言葉は多分、小学生も知っているかなというふうに思っています。

小学生の場合にはまずはゲームとか、それからスマートフォンとか、そういうもののまず正しい使い方というところから今指導はしております。特に犯罪に巻き込まれてしまう可能性があるよということが、高学年にはしっかりと伝えているところでございます。

例えば、自分で写真を撮ったものをSNSに上げたりとか、それからゲームで知り

合った人と会ったりとか、そういうようなことは実際に友達同士のゲーム上の書き込みトラブルというのは当然あるんですけども、やはり一番怖いのは外の人とどう関わってしまうかというところが非常にやっぱり心配なところでございます。特に高学年の女子は、意外と自分の写真とかというのを撮ったり友達と一緒に撮ったというものを友達に送ったりとかというのはよくやっているんじゃないかなというふうに思います。それを、知り合いだったらまだいいんですけども、全然知らない、または不特定多数の人が見るような、そういうところに上げてしまった場合には、どんな反応があるのかなというのはちょっと怖いなというふうに思っております。

そういうところから、犯罪というか誰かそういう人と知り合ったりとか、やはり悪い方向へ何か動いていってしまうと怖いなというふうに思っておりますので、そういうスマートフォン、それからゲーム等で外の人と関わる、そういうところについては非常に指導のほうもやっているところでございます。

一応1年に2回ぐらいは、そういう専門の方にお話をいただく会をつくってはいるんですけども、子どもたちはよく聞いてくれます。子どもたち以外に保護者に向けても講座のほうを開いてはいるんですけども、保護者の出席率が非常に悪いということもありまして、あまり関心を持っていただいていないのか、それともやっている時間帯がよくないのかもしれないんですけども、土曜日とかそれから学校公開とかのときにはやってはいるんですけども、非常に参加率は悪いです。ですので、保護者にしっかりと伝えていくということが今すごく課題になっているかなと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○青木座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして区立中学校校長会会長の中野校長先生、お願いいたします。

○中野委員 日頃より子どもたちがお世話になっております。ありがとうございます。

中学校ですと、やはりそもそもアルバイト自体が禁止ということになってはいるんですけども、ただ中学校を卒業し高校生になるというところで考えると、先ほどお話しがあったように、やはりお金が欲しい、という中で、子どもによってはそのような闇バイトのほうに行ってしまう子がもしかしたらいるかもしれないということを考えると、やはりこの中学校段階でしっかりとその恐ろしさというものをやっぱり教育していかなければいけないのかなというふうに改めて感じたところでございます。

中学校では、先ほど鈴木会長からもあったように、SNSの使い方、スマホの使い方、いわゆるそのセーフティ教室ということですね、これを生徒対象それから保護者の後にセットで保護者向けのそういったセーフティ教室を実施して、周知しているところでございます。

ただ自分事としてどれだけ多くの子どもたちが本気になって、これは本当にいけないことなのだなというふうに思ってくれているのかな、保護者も含めまして、自分は大丈夫だ、自分はこんなことをするはずがないよという気持ちでいるとやはりその先、将来お金をといたところでやっぱりそういう道に走ってしまう子どももいるのかなというところで、いかに中学生段階で絶対にそういうものに手を出しちゃいけない。もし手を出してしまえば、本当にもう後戻りできないんだということをやっぱり教育していかなくちゃいけないのかなと思っています。

そのセーフティ教室も学校の教員ではなくて、それこそ各警察署の方に来て御指導いただいたり、あとNPO法人なんかで今そういった指導をしてくれる団体もありますので、そういうところに依頼して、専門的な立場でお話をしてもらったりしています。

それから、闇バイトとはちょっと離れてしまうかもしれませんが、オンラインゲームですね。これは中学生やっています。その中で、やはり不特定多数の人との中のゲームですので、当然成人もいるようです。まれなケースで成人に会いに行ってしまったなんていうこともなくはないようです。そこからやはり非行のほうに引きずり込まれるというような心配も学校としてはありますので、そういった恐ろしさというか、やっぱり子どもたちはそういうことを気づいていませんので、安易にそういうところにアクセスしない、相手のところに行かないとか、やっぱそういうところも教育をしていかなくちゃいけないのかなというところでございます。

以上でございます。

○青木座長 ありがとうございます。

それでは、日本工学院専門学校、川村先生もよろしく願いいたします。

○川村委員 日本工学院専門学校の川村です。どうぞよろしく願いいたします。

本日は日本工学院における防犯啓発の取組についてということで、簡単に御紹介させていただきます。

日本工学院は一応蒲田の西側にあるんですけども、東京工科大学と日本工学院専

門学校合わせて在籍ベースでいうと1万人ぐらいい超えているような学校です。その多くの、年代的に行くとやはり10代後半から20代前半というようなところでの若者が入学してきて、籍を置いているというような格好になります。

こうした世代が、闇バイトをはじめとして犯罪に巻き込まれないようにというようなところで、教育の現場としてはやはりふだんからそこら辺の予防と啓発には力を入れており、重要であるという認識を持っております。

幾つか取組のほうを御紹介をさせていただくと、毎年本校の場合新入生が入ってくる4月の段階でオリエンテーションを行っています。やはりオリエンテーションの中では有意義な学生生活を送ってもらいたいということで幾つか項目があるんですが、その中の一つとして、学生生活における注意点というような項目の中で、これまでクーリングオフの問題であったりセクシャルハラスメントの問題、ないしは特殊詐欺ないしは薬物の乱用防止というようなこととかを含めて、オリエンテーションのテーマとして取り上げさせていただいています。

本校の場合、専門学校の場合は特に、担任制というような形を取らせていただいていますので、担任の先生からそういったような話をさせていただいた中で、本業である学業に集中できるようにというようなことで、ここら辺のほうの注意を促しているというようなことを行っております。

そのほか、この手の流れで行きますと、やはりこれだけの学生数がありますのでやはりいろんな問題が起きたりもします。そういったときには必ず、問題というのが教育者レベルで必ず共有されますので、それらを受けて対策、事後の対応になるんですが、必ずまた徹底して周知していくというようなことを行っているというようなことになります。

さらに、やはりいろいろと告知の方法というようなことがあります。本校の掲示板はかなり大分少なくなってきたはいるんですね。その掲示板があるパブリックなスペースで学生ラウンジと呼ばれているところがあるんですが、ここにはやはり闇バイトは犯罪であったりとか違法ドラッグに関わらない、歩きたばこをやめましょうというようなことも含めて、大田区や警視庁の啓発ポスターやチラシというものが掲示されております。

その中で日常的に注意喚起を行っているというのが一つ、その中で特に学生ラウンジというので、大学生、専門学校生、同じ共用スペースなんですが、そこに大田区コ

一ナーというのが設けられておりまして、そこで地域の情報がより身近に感じられるような工夫がされております。

こういったようなことで、学生たちに周知する。ただちょっと先ほどお話しさせていただいたように、アナログ的な手法での啓発もそうなのですが、日本工学院の場合、今回学内でLNSという学生支援システムと呼ばれるものを導入しましたので、こちらのほうを導入することによって、学生一人一人、全体にしても、デジタル的に情報を伝えるようなシステムが構築されていますので、今回こういったような注意喚起も含めて個々に伝えるというようなことができる環境を利用すると、いろいろと情報の、何ていうんですかね、発信の量を増やしていけるのかなというふうに感じております。

ただこの点に関しては、またいずれ問題提起になるかもしれないんですが、昨今は非常にたくさんの情報を受けることになるので、何が重要なのかどうかということの判断も含めて教育していかないと、なかなか浴びる情報に関して、右から左にスルーしてしまうというケースも出てきているところは感じておりますので、ここら辺はうまいこと伝えていければと思っております。

最後になりますけども、地域の連携ということで、これは過去の事例になりますけども、先ほどちょっとお話にも出たように過去には大田区警察署の方と連携して、防犯に関する講話を実施したというようなことも行っております。予防が一番大切なことは重々分かってはいる中で、その後起きてしまったというようなことについての対応も、本校の場合は教育学生支援部というのがありまして、そこに警察のOBの方を担当として配置させていただいておりますので、その方を中心として相談対応やトラブルの初動対応というようなのが迅速にできるような体制を本校の場合は取らせていただいております。

いずれにしても、どこまでというか量と質に関しては、まだこれからいろんな取組をしていかなければいけないというふうな認識になっていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上になります。

○青木座長 どうもありがとうございます。

それでは、今学校におけるいろんな取組をお聞かせいただきました。続いては警察署の取組状況について伺えたらと思うんですけども、蒲田警察署では蒲田高校や東京工科大学で闇バイトについての講義を行ったと聞いております。内容や生徒の皆さ

んの受け止め方について共有をいただけたらと思うんですけども、蒲田警察署の生活安全課、柚賀課長代理、よろしくお願いいたします。

○柚賀委員代理 皆さん、こんにちは。蒲田警察署生活安全課課長代理の柚賀と申します。本日は署長の藤田に代わりまして、出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

すみません、着座で失礼させていただきます。

さて、当署での闇バイトに対する取組なんですけれども、主に学校における講話、そしてイベント等時の啓発活動、さらに公共機関ではポスターやデジタルサイネージを活用した広報活動を実施しております。先ほど当署と申し上げましたが、警視庁全体においてもこうした活動が主流になってくるのではないかと思います。

例えば学校での講話なんですけれども、中学校以上を主に、中学、高校、専門学校そして大学を対象といたしまして、全校集会や先ほど出ましたオリエンテーション、そういった場を利用しまして署員を講話師とした注意喚起あるいは警視庁のほうで作成いたしました啓発動画の上映等を行っております。

先ほども区内の高校のほうで講話を実施するというお話をいただきましたけれども、特に昨年なんですけれども、当署の少年課のほうから区内の学校等に対しまして闇バイトに関する講話を実施しませんかという働きかけを行いまして、御賛同をいただいた3校に対して講話を実施いたしまして、約1,000名の生徒さんに対して注意喚起を行っております。

私はその場にはいなかったんですけども、実施した者の話によりますと、非常によく興味深く聞いてくださったという話は伺っております。

さらにイベント等においては、従来闇バイトも含めました包括的な被害防止全体に係るチラシあるいは啓発用品の配布を行っているところでもあるんですが、例えば二十歳の集い、そういった主に若者が集まりやすい、そうしたイベントにつきましては、闇バイトに重点を置いて啓発活動を実施しているところがございます。その他におきましては、署のほうに寄せられました個別の相談ですね。あるいは各種取扱いを通じまして、いわゆる闇バイトの危険性もしくは犯罪に巻き込まれないためにどうしたらいいか、そうしたところの指導をそれぞれ行っております。

簡単ではございますが、私からは以上とさせていただきます。

○青木座長 ありがとうございます。

それでは続いて、こどもたちの保護者の立場からもいろいろ御意見を聞ければなどというふうに思います。こどもたちの保護者の立場から、闇バイトやネットトラブル等への不安等、あるいはこどもたちの状況はいかがでしょうかということ、まずは小学校PTA連絡協議会の金谷委員、よろしくお願ひいたします。

○金谷委員 皆さん、初めまして。小学校PTA連絡協議会の会長の金谷と申します。

着座にて発言させていただきます。

今、保護者の立場での御意見ということなんですけども、今私はこどもが高1と中1、そして一番下が小6でおります。小学校ですと先ほど鈴木先生がおっしゃったように、あまり闇バイトというのがそこまで目にすること、ポスターが飾ってあるぐらいになるかなと思います。

一方で中学生ぐらいになると、うちはSNS等をやっております。親として対策をしていることは、アプリのインストールに関しては全て承認制にしております。それから利用時間というのも今制限できたりするので、そういったことで注意を促しています。ゲーム等もインストールして、そこでのコミュニケーションですとか、コミュニティにつながるようなケースがあったりするので、そこを少し注意していくということもございます。

一方で推し活的なことをやっていたりするんです、こどもたち。そういったところには私も入れていなくて、もしかするとそこでもしこういう何かしらの勧誘とかがあったらちょっと怖いなというのは感じているところでございます。

それから家庭というか地域ぐるみでというところだと、やっぱりPTAですとかおやじの会というところでは、地域の見守り活動みたいなのはやっているの、放課後の公園のパトロールとかをやっているところもあつたりしますね。

あとちょっとお話があつたんですけど、先ほどの保護者に対する啓蒙のところ、学校としてはやっているけども、その周知の方法といいますか、保護者の関心がないかもしれないというところではあるんですけども、以前実際にあつた例としましては、以前私の学校の近くで誘拐脅迫騒ぎというのがあつたんですね。これは3連休に入る前の金曜日だったんですけども、そこでたまたまPTAの会長会の場で今日こういうことがあつたというのが教えていただいたので、すぐに私のほうで、私の学校ではPTAがLINEのオープンチャットを使って全学年のLINEグループというのが入っています。これは学校では、学校の連絡手段とPTAは違うのを使っているのです

が、PTAの中ではイベントの告知であるとか、かなり99%ぐらい登録いただいて、一番やっぱり身近なLINEというところなので、保護者はすぐに一番認知率が高い、ちゃんと届くような形でした。ちょっとこういうのが近隣であったので、この3連休の間は1人でお子さんに、こどもに公園とか行かないように御注意くださいというのを流したことがあったんですけども、その後すごい保護者から感謝されたことがございます。

それを考えると、ちゃんと伝える手段を使って、ちゃんと保護者が関心のある内容、メッセージで送れば、保護者はかなりの関心を持っていたりするので、何かの啓蒙活動とかそういうことも、何か保護者に引っかかるキーワードだとか、より臨場感ではないですけども、そういったものを持たせてやるのが重要なんじゃないかなというふうに感じたところです。

すみません、ちょっと長くなりましたけど以上です。

○青木座長 どうもありがとうございます。

それでは、中学校PTA連合協議会の長村委員、お願いいたします。

○長村委員 中学校PTA連合協議会会長、長村でございます。

中高生、今私の娘はもう2人とも高校生になってしましまして、そういう闇バイトの話というのはちょこちょこ家で話しています。私が田園調布警察署のほうにちょっと出入りをしているもので、いろいろそういうお話を身近に聞いているというのもありますし、その中で娘と話したときに、心配しないでよ、そんなことは絶対ないよ、あり得ない、みんな分かっているよ、周りの子もというふうにはやっぱり言われます。その中でもやっぱりそのときの家庭の状況だったり、置かれている状況によって、みんな大丈夫って最初は思っているのに、そこがどんどん変化していくのかなというのは、いろんな事例を耳にすると感じます。

こどもたち一人一人の気持ちというのが、全て親が分かっているわけではないので、親が常に日頃からこどもの様子をチェックする、あと金田さんが先ほどおっしゃっていましたが、突然何々が必要になったとか、そういったこどもの小さな変化というのはすごく大きいのかなと感じています。

あとは闇バイトに入ってしまうきっかけとして、先ほどからお金のことがやっぱり出ていますけれども、私がすごく見ていて、これはどういうことかなと思うのが本当に、先ほどおっしゃっていましたが推し活、うちは娘なので、やっぱりこの推し活

というのがすごく身近なんですよね。推し活の中には、推しのグッズを買う、集める、収集するというのがあるんですけど、そういった場に私も娘とともに送迎に行ったりすると、もうすごいですよ。同じ缶バッジをばーっと持っていたり、あちこちでそういったものを交換していたり、交換するにはそれを買うという行為が基にあるわけで、大量なものを一体、この本当に小中学生に見える子たちがどのようにこれを買っているのかなというのが、すごく私は気になっています。中にはやっぱり、理解のある親御さんがお子さんのために投資している方もいらっしゃると思うのですが、これは中学生、高校生、社会人の推し活になってくるとまた違うんじゃないかなというのをすごく感じています。親はそこまで、私の周辺の保護者はそこまでこどもの推し活にはお金かけないよという方が大半ですので、そういったところの推し活が本当に近年過激化しているところを、私はとても心配しています。

あとオンラインですとか、出会い系アプリ、これも割と身近でして、社会人の、上の子たちはもう社会人ですので、その中の話を聞いていますと、本当に出会い系アプリが当たり前の世界になってます。アプリの選び方もあると思うんですけども、そういったところから犯罪につながっていくケースというのはすごくあると思うんです。

アプリですとかSNS、本当に中高生というのは親の許可がないと、まずスマホのほうにアプリを落とせない。時間制限もありますし、割と親が管理している方は多いと思うんですね。その親の管理をスマホから外すという行為がすごく大変なので、多分皆様どの中高生も親の管理の下スマホというのは使っていると思うんですけども、そういったものがある中で、やっぱりこのSNSを使っただけのそういった犯罪というのは社会人が多いのかなと思います。中高生に関しては推し活ですとか、先輩、お友達、やっぱりそういうところのほうが多い気がしますので、そこは御家庭だったりお友達同士、ママ友のコミュニティ、そういったものがすごく私は発覚するには大事かなと考えています。

以上です。

○青木座長 どうもありがとうございます。

今はこどもたちの保護者の目線からということで伺いました。続いて、大森公共職業安定所の所長より資料を頂いておりまして、今タブレットに表示いただいたかと思っています。仕事を探している方が闇バイトに巻き込まれないために行っている取組や、

闇バイトに巻き込まれてしまったという相談は寄せられたことがあるかなど、そういったことを教えていただきたく思います。

それでは、大森公共職業安定所所長の水野所長、よろしくお願いたします。

○水野委員 皆様、こんにちは。ハローワーク大森の水野でございます。

私のほうからはハローワークといえば国の機関を代表いたしまして、厚生労働省として闇バイトに対する取組について少し御紹介をさせていただければと思います。

座って説明をさしあげます。

お手元に皆様にお配りしたものについて、厚生労働省で作成いたしました闇バイトに巻き込まれないようにということで、仕事を探している方向けへの周知リーフレットになります。

私ども厚生労働省は、求人募集についてのいろいろなルールを定めている国の機関でございます。法律で言うと職業安定法、また最近では雇用に関係ないとか、雇用じゃないと言い張るような方々もいらっしゃるのでもフリーランス、いわゆる個人で働く人を募集する場合には、職業安定法またフリーランス法によって募集のルールというのが決められております。それに基づいたちゃんとした募集ですかということを、このリーフレットでは周知をさせていただいていると。

大体怪しい募集については会社の名前もよく分からない、住所がどこにあるか分からない、電話番号は普通に当然入っていない、そういう情報が多いわけで、仕事内容もはっきりしないというのがあると思います。そういうものはやはり当然に書かれてあるはずですよということで周知して、こっちは実はこれに反対の求人者向けのリーフレットもありまして、最近はずいぶん我々が所管している部分で言うと、もちろんハローワークでの求人募集があって、民間での職業紹介事業者、また求人サイト、こちらも全て職業安定法などで許可や届出が必要な事業者となるわけなんですけど、そういうところも結構3年前ぐらい闇バイトが入り出し、そういう特に求人サイトですね、そちらを利用して闇バイトの実行者を募集するという事件が、少し新聞でも報道されたと思います。

私はそのときにちょうど東京労働局で派遣事業者とか職業紹介事業、許認可をやっている部署におったものですから、実際にそういう情報を載せてしまった求人サイトとか、そういう情報はいろいろ目にした、耳にしたところではあります。

そういうところで、今起きてるのはどっちかというところの闇バイトを募集した人

私たちはもう犯罪者なので、我々として取締りようもないんですね。また、求職者に対しても、巻き込まれた求職者に対する救済手段というのは、我々は正直持ち合わせておりません。やっぱり我々としてできることは、巻き込まれないようにということをして求職者に言うだけですが、一方で今起きているところで言うと賃上げはかなり言っていますよね。

求人募集の賃金条件は大分上がってきているんですよ。こういう求人サイトとかを使って闇バイトの実行者を募集する情報というのは、そこまで高額じゃないんですよ。ちょっとおいしいぐらいの条件を提示してくるんですよ。時給2,500円とか。そんな1日で15万円稼げますなんていう情報は、求人サイトに載せたって誰も信じてくれないですから、信じられる程度のいい情報を載せてくるんですよ。今賃上げが進んでいるので、求人者側が大分賃金を上げてきて近づいてきているんですよ、そういうのは。なので、我々としてはこれは求人者向けにもきちんと情報を、SNSとかで募集を載せるのであればこの情報をきちんと載せてくださいということを周知を、リーフを使ってさせていただいているところです。要するに闇バイトと勘違いされないようにということですね。その辺はしっかり我々としても取り組んでいるところです。

また求人サイトさんもかなりやっぱり二、三年前闇バイトが始まった頃に手痛い思いをした事業者さんも、特に大手さんでいらっしゃるんで、今はかなり対策が進んでおります。特に狙われやすいのは、隙間バイトの事業者さんとか、この辺が一番やっぱりその日の仕事に困っている方がターゲットですので、狙われやすいというところ、そういう意味でこういうよからぬ人たちからすれば、メディアとして使いやすいというところもあって、そこら辺についてもかなり事前チェック性とかを徹底をして、業界団体をつくりながら取り組んでいらっしゃるって聞いておりますし、そこについては厚生労働省も一緒になって業界の健全化と言うんですかね、そういうところに取り組ませていただいているところであります。

一つ求人サイトで情報を提供させてもらいたいんですけど、求人サイトというのは、今届出制となっております。少なくとも個人情報を入力しなきゃいけない求人サイトに関しては、必ず厚生労働省に届出が必要です。届出している事業者さんについては「51-募-〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇：6桁の数字）」の届出番号というのを必ず持っておりますので、この番号を確認できないサイトは危ないというような形になる

のかなと思います。

もちろん隙間バイトの事業者さんは職業紹介事業者ですので、こちらのほうは職業紹介の許可を当然に持っていらっしゃる。許可番号というのがありますので、これが必ず確認できるはず。確認できないサイト、仲介者は疑わなきゃいけないというところかなというふうには思っております。

そういう形で、私どもは直接巻き込まれないというところの周知もしておりますが、どっちかというところやはり健全な求人募集が行われる環境づくりを、闇バイトの警告をしながら努めさせていただこうかなというふうには思っております。

あわせてハローワーク大森としても微力ながら、今日から実は高校生の就活が始まったんですけれども、高校に向けていろんな職業講話、キャリアガイダンスをさせていただく機会が多いんですが、その際には必ず闇バイトの周知、注意喚起をさせている状況です。大体今説明したスタッフから聞くと、「それ闇バイトのことですよ」と、本当に警察の皆様からの講義なども受けて、もう既に十分承知はされているんだなというふうには実感しておりますが、私どもハローワークからも周知啓発はさせていただいたところでございます。

本当に我々ができることは微力ではありますがありますけれども、取組を紹介させていただきました。ありがとうございました。

○青木座長 ありがとうございます。

それでは、地域の活動も聞ければと思います。先ほども御発言いただきましたが、青少年対策地区委員会会長の金田委員、補足でお願いいたします。

○金田委員 すみません、先ほどいっぱいしゃべっちゃったんですけど、地域での取組としましてはやっぱりまず、町会とかで行う地域懇談会というふうなイベントがあります。それは何かというと、大体6月、7月ぐらいなんですけど町会の地域委員の人たちを集めて、主に夏休みの子どもたちのいろんな対策と、町会のイベントの予定みたいなことと、あと何かテーマを持って話し合いをするような会があります。そういうところでまず、そういうことへの周知、やっぱり保護者の皆さんに伝えたいことをなるべく伝えていけるといって、そういう席であまり専門的な話はできないので、チラシを配るとかその程度かもしれませんが、まずそういうような活動。

あと学校やPTAのほうで、やっぱり地域懇談会をこの時期に行うことが多くて、そういう席でも町会の人たちもいらっしゃいますので、何かそういうことの周知がで

できればなというふうに思います。

あと青少対のほうは青少対のほうで、各町会の青少年部の部長さんとか町会の代表の人たち、もしくは地域の青少年団体が集まっていますので、そういう定例会の席で、そういうふうな周知活動を、もしくはそういう小さなミニコーナーみたいな形で誰か来ていただいて、そういう話をしてもいいかなと思っています。

僕らのほうもこれからの取組なので、何かそういう形で地域にそういう情報を発信していけたらなと思っています。

以上です。

○青木座長 どうもありがとうございます。

それでは、公募委員のお二人もせっかくですので御発言いただければと思うんですけども、お二人とも青少年ということなので、ふだん生活する中で闇バイトの危険性を感じたことがあるか、正しい知識を知っていたか、友達等身近な人が巻き込まれたという話を聞いたことがあるか等、御意見をお聞かせいただければと思います。

東使委員、よろしく願いいたします。

○東使委員 公募委員の東使と申します。よろしく願いいたします。

私自身今24歳なんですけど、正直、闇バイトという話を周りの友人としたことはほとんどないというのが正直なところでして、これもすごく驚きでもあるんですけど、自分自身が中学生、小学生のときは当然そういう話もないですし、仕事をしようなんて思ったことも多分、自分もそうですし、周りもなかったというところで、この時代の早さというか時代が変わることによって何が起きているかということを知ることがすごく重要だなと思っています。

今回の話を伺っていても、やはり抜本的に解決するのはすごく難しい課題なんだなと思っています。その中で二つほど思ったことは、一つが先ほど12歳、13歳、15歳で非行少年になる方が多いという話もありましたが、やはりスマートフォン、携帯電話を手にするところからいろいろとSNSだったり情報に触れる頻度も上がってくるのかなと思っています。そういった中で学校での周知ということはもちろんそうですが、やはり例えばそういう家電量販店でスマートフォンを購入する際に、もう少し例えば家電量販店側から周知していただけるように何かが大田区として取組をすることでも一つやれるのではないかなと思いますし、特に保護者さんは、保護者の方もなかなかそういった学校の機会が来ないということもあると思うので、実際にスマ

ホを持つというタイミングで何かしらの広報ができたらいいのかなということの一つ  
思いました。

あとは、最近若者の身近で行くと、皆さんも御存じかと思いますが、いわゆる生成A Iの話はすごく出ます。よくテレビで最近やっているのが、若者が生成A Iを悩み相談の相手にするという話が出てきてまして、やはりこの生成A Iの活用というのは絶対切っても切り離せないと思っています。

一つ今、民間企業のA Iのガバナンスというのは、急いで急務でどんどん進んでいる会社さんもすごく多いんですが、やはりそういったところも行政として、まずA Iのガバナンスに関してはしっかり決めておくということも一つ重要だと思いますし、若者にとって生成A Iというものが本当にどんどん身近な存在になってきているので、やはりそういったところで確実に世代間のギャップというものも生まれると思います。ですので、そういったそういう相談、気軽に相談するとか、例えば求人情報、これ怪しいかもしれないと思ったときになかなかお子さんが親御さんに相談するってハードル高いと思いますので、大田区が独自で作った生成A Iの環境に対して、例えばスクリーンショットを送ればこれはこういった情報、例えば求人情報であればこういった情報があるはずだけれどもこの情報にはないね、なので危ないですということを周知するだけでも全然こどもとしては、周りの人に知られなくて、まずは危ない橋を渡らなくて済んだというところで安心感もあるかなと思いますので、例えばそういった活用もやはり考えていく必要があるんだなということを改めて思いましたというところ  
でございます。

以上です。

○青木座長 ありがとうございます。

小関委員、いかがでしょうか。

○小関委員 すみません、小関と申します。

皆さんのお話を伺って、1点~~ちよつと~~そうですね、全体的に親御さんもお子さんも、やっぱり自分の身に起きないと自覚しないという人がかなり多いのかなという印象があって、自分も闇バイトは今までは特に触れてはいないところなので分からないんですけども、小学校、中学校、高校で、やはり実際の体験をしてもらったら、こういうことがあったな、こういうことを言われたんだなみたいなのを思い返して、防止にできるんじゃないかなというのが、私は率直に皆さんのお話を伺って思った次第でございます。

います。

以上です。

○青木座長 どうもありがとうございます。

すみません、進行の不手際で、ほかの委員の方からも御発言いただきたかったんですけど~~ちよつと~~お時間のほうが来ておりますので、少しまとめさせていただきたいと思えます。

今御発言いただいた委員の皆様、ありがとうございました。それぞれのお立場で多様な取組をされていることが分かりました。

本日御紹介いただいた様々な取組を組み合わせたり、新たなアイデアを取り入れたりすることで、より一層効果が高まるような施策等を考えることができるかなと感じました。

本協議会で議論を深めて、地域と関係機関等が連携して気づき・つなげる地域づくりを実現するための提言を作り上げたいと思えますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは、本日皆様よりいただいた現状や取組内容、御意見については事務局でまとめていただくことにいたします。また、まとめを踏まえた上で闇バイト防止の効果的な取組方法を案として、事務局から次回御提示いただきたくお願ひします。

最後に、事務局から連絡事項をお願ひいたします。

○長沼地域力推進課長 青木座長、ありがとうございました。また委員の皆様、限られた時間の中で、たくさんの御意見をいただきまして誠にありがとうございます。

本日会議の中で御発言できなかったこととかその他御意見がございましたら、机の上にアンケート用紙を用意してございますので、事務局まで御提出賜りますと幸いでございます。

また、次回の日程でございますけれども、次第にも書いてございますが、令和8年1月29日木曜日、14時から15時30分を予定してございます。開催の2週間前を目途に開催通知を送らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、もう一つ机上配付してございます資料の事前送付の希望調査につきまして、お帰りの際受付にて回収をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは以上をもちまして、令和7年度第1回大田区青少年問題協議会を閉会とさせていただきます。座長をはじめ皆様方、本日は誠にありがとうございました。

午後 3 時 0 0 分閉会